

令和6年村上市議会第4回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和6年12月3日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願
- 第 5 請願第 6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 6 報第 18号 専決処分の報告について
- 第 7 議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第115号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第116号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第121号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議第122号 村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定について
議第123号 山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について
議第124号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第10 議第125号 市道路線の認定について
議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定について
議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
議第128号 財産の取得について

- 議第 1 2 9 号 財産の取得について
- 議第 1 3 0 号 財産の取得について
- 議第 1 3 1 号 財産の取得について
- 議第 1 3 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 1 議第 1 3 3 号 令和 6 年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 1 2 議第 1 3 4 号 令和 6 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 3 5 号 令和 6 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 3 6 号 令和 6 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 3 7 号 令和 6 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 3 8 号 令和 6 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 1 3 9 号 令和 6 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 4 0 号 令和 6 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 4 1 号 令和 6 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 4 2 号 令和 6 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20 名）

1 番	魚	野	ル	ミ	君	2 番	佐	藤	憲	昭	君	
3 番	野	村	美	佐	子	君	4 番	富	樫	光	七	君
5 番	上	村	正	朗	君	6 番	菅	井	晋	一	君	
7 番	富	樫	雅	男	君	8 番	高	田		晃	君	
9 番	小	杉	武	仁	君	1 0 番	河	村	幸	雄	君	
1 1 番	渡	辺		昌	君	1 2 番	尾	形	修	平	君	
1 3 番	鈴	木	一	之	君	1 4 番	鈴	木	い	せ	子	君
1 5 番	川	村	敏	晴	君	1 6 番	姫	路		敏	君	
1 7 番	長	谷	川	孝	君	1 8 番	大	滝	国	吉	君	
1 9 番	山	田		勉	君	2 0 番	三	田	敏	秋	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

市長	高	橋	邦	芳	君
副市長	大	滝	敏	文	君
教育長	遠	藤	友	春	君
政策監	須	賀	光	利	君
総務課参事	田	中	和	仁	君
財政課長	榎	本	治	生	君
企画戦略課長	山	田	美	和	君
税務課長	永	田		子	君
市民課長	小	川	一	幸	君
環境課長	阿	部	正	昭	君
保健医療課長	押	切	和	美	君
介護高齢課長	志	田	淳	一	君
福祉課長	太	田	秀	哉	君
こども課長	山	田	昌	実	君
農林水産課長	小	川	良	和	君
地域経済長	富	樫		充	君
観光課長	田	中	章	穂	君
建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	大	滝		豊	君
農業委員会	高	橋	雄	大	君
農務局会長					
選管・監査長	木	村	俊	彦	君
消防長	田	中	一	栄	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智	枝	君
神林支所長	瀬	賀		子	君
朝日支所長	五	嵐	忠	豪	君
山北支所長	大	滝	き	く	君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山 治 夫
事 務 局 次 長	鈴 木 渉
書 記	中 山 航

午前１０時００分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和６年第４回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、５番、上村正朗君、１６番、姫路敏君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

去る１１月２６日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から１８日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） １６番、姫路敏君。何のあれですか。

○１６番（姫路 敏君） 会期の。

○議長（三田敏秋君） はい、どうぞ。

○１６番（姫路 敏君） ここでいいですか。

○議長（三田敏秋君） 自席でお願いします。

○１６番（姫路 敏君） 日程の中の議第１３６号、今この話でいいのですか。

○議長（三田敏秋君） いいですよ。

○１６番（姫路 敏君） 議第１３６号から議第１４２号まで、これ一括となっておりますが、先般というか随分前なのですけれども、いわゆる常任委員会に分かれたときには、番外議員の、いわゆる委員外議員の質疑は認められないということになっているということになれば、ここの場での質疑を失えば、あと質疑できない状況になります、議員個々が。それでもって、常任委員会ごとに、それは内容は乏しかったとしても、乏しいと言ったら表現あれですけれども、少なかったとしても、１３６号を経済建設常任委員会、そしてまた１３７号、１３８号、１３９号を市民厚生常任委員会、１４０から１４２を経済建設常任委員会というふうになっているわけですので、私が申し上げたいのは、そこでこの一括ではなくて、それぞれに委員会ごとの割りの中でやっていただきたいと思います。今はもうこれで決まっているのでしょうけれども、今後そういうことも議運の中で考えていただきたいと思います。そういうことですので、議運のほうにもよろしくお伝えしたいのですが、

でしょうか。

○議長（三田敏秋君） これ一括議題にすることは議長権限でありますけれども、議運で今回は整理していただいて決定をいただきましたので、今の発言を後ほどまた議会運営委員会でお諮りをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から12月20日までの18日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和4年8月3日からの大雨による災害関係の状況につきまして御報告をいたします。令和4年の大雨災害から本日で2年4か月が経過をいたしました。令和6年第3回定例会の諸般の報告でも御報告いたしましたが、本年11月末をもって借り上げ型応急仮設住宅としての期間が終了し、令和4年8月3日からの大雨による災害に対する災害救助法に基づく措置は全て終了となりました。これにより、発災以来2年4か月の間設置をしておりました災害対策本部につきましては、11月30日をもちまして廃止といたしましたところであります。本市にとりましては一つの区切りとなったわけではありますが、被災された皆様の新しい生活が安心・安全であることはもちろんであります。全ての市民にとりまして安心・安全な暮らしを確保することができるよう、引き続き防災対策に取り組むとともに、復旧・復興タイムラインの復興のフェーズにも本格的に移行しますので、確実に被災前の生活を取り戻すことはもちろん、確実な復興につながるよう取り組んでまいり所存であります。災害復旧工事の状況についてであります。本年11月末現在の工事進捗率といたしましては、道路・河川等の公共土木施設で90.5%、上下水道施設では、水道施設で79.2%、下水道施設で100%、農地・農業用施設では98.8%、林業施設では96.3%となっております。全体といたしましては96.8%の進捗となっており、順調に推移しているところではあります。引き続き復旧に全力で取り組んでまいります。

次に、令和6年9月20日からの大雨による災害につきまして御報告をいたします。本市の被害箇所は167か所となっており、11月末時点での災害復旧の状況につきましては、道路・河川等の公共土木施設で44.7%、農地・農業用施設では38%、林業施設では13.6%となっており、全体といたし

ましては35.3%の進捗となっております。引き続き、一日も早く復旧することができるよう全力で取り組んでまいります。

次に、村上市スケートパークのネーミングライツにつきまして御報告をいたします。村上市スケートパークの事業や運営などに資することを目的として、本市で初めてとなるネーミングライツの導入を開始し、本年11月26日から令和7年1月24日までの間でネーミングライツパートナーの募集を行っております。パートナー契約につきましては、年額1,300万円以上、契約期間5年間を希望いたしており、パートナーには施設愛称の命名権のほか、広告看板の掲出、施設利用の権利が与えられ、企業ロゴや施設愛称が市の広報紙やホームページ、印刷物などに掲載されることとなります。応募期間終了後に優先交渉者を選定し、令和7年6月から愛称の使用を開始することとして事務を進めているところであります。ネーミングライツの導入により、質の高い育成環境を継続して提供し、より多くの子供たちの夢を応援するとともに、国内唯一のスケートボード競技のナショナルトレーニングセンターとして、全国のスケーターがトップアスリートを目指して集うスケートボードの聖地に向け、取組を進めてまいります。

次に、財政健全化集中取組期間における取組状況につきまして御報告を申し上げます。本市は、令和6年度から令和8年度までの3年間を財政健全化集中取組期間と位置づけ、歳入歳出について多方面からの見直しにより、収支バランスの均衡化に取り組んでいるところであります。主な取組の一つといたしまして、本市施設のネーミングライツにおけるガイドラインを新たに策定し、導入手続などを定めた上で、今ほど御報告いたしました本市で初となる村上市スケートパークにおけるネーミングライツパートナーの募集を行っているところであります。また、村上市スケートパークのように市が施設を指定して公募を行うものに加え、施設を特定せずに事業者等からの提案によりネーミングライツを導入する提案募集型ネーミングライツ事業も開始をいたしたところであります。今後各方面からの御提案が寄せられ、パートナーと共に新たな事業展開につなげることができるよう取組を進めてまいります。他方、情報発信に関する見直しといたしましては、市報むらかみの発行につきまして、毎月1日と15日の月2回の発行としてきたところでありますが、公式ラインやエックスなどによるSNSや市の防災情報アプリであるライフビジョンによる情報発信を進めていることから、本市からの情報伝達がスピーディーかつ多重化しております。このため、より効果的で効率的な情報発信とするために整理を行い、これまで月2回の発行としてきた市報につきましては、来年、令和7年7月から月1回の発行に変更を予定しているところでありまして、現在各区長会を通じて説明を行っているところであります。このほか、業務で使用する文書作成や表計算用のソフトウェアを、これまでと同程度の機能を有し、かつ安価なものに見直し、5年間の総額で約1,851万円の削減を見込んでいるところであります。今後継続してこのソフトウェアを利用することにより、歳出抑制効果はさらに高くなると考えているところであります。いずれの取組につきましても、少子高齢化や働き方改革が進む中で、求められるサービスや効果を見極め、市民への影響

に配慮しながら、事業効果と経費のバランスが高い次元で達成されるよう取り組んでまいります。

次に、村上駅周辺まちづくり事業における事業用地の取得等につきまして御報告を申し上げます。村上駅周辺まちづくり事業大規模跡地利活用に係る事業用地として、ジャスコ跡地と村上総合病院跡地を本市が取得することとして所有者と協議を進めてまいりましたが、このたび相手方との協議が調ったことから、内容につきまして御報告を申し上げます。

初めに、ジャスコ跡地につきましては、所有者であるイオンリテール株式会社から、ジャスコ跡地 1 万 91.14 平方メートルについて、現状のまま市が引き継ぐこととして、御寄附により取得することといたしました。令和 6 年 12 月 10 日にイオンリテール株式会社と寄附契約を締結することとしているほか、村上駅周辺まちづくり事業を推進する上において、にぎわいの創出や市民サービスの向上に係る施策を進める際に、イオンリテール株式会社の優れた知見を提供していただくこととして、本市とイオンリテール株式会社との間で村上駅周辺まちづくり事業に係る連携に関する協定を締結することといたしているところであります。

次に、村上総合病院跡地につきましては、所有者である新潟県厚生農業協同組合連合会と平成 30 年 3 月に締結した基本協定書に基づき、新潟県厚生農業協同組合連合会から村上総合病院跡地 1 万 3,477.40 平方メートルを取得することとしております。取得経費といたしましては 2 億 6,000 万円を見込んでおり、関連する予算を令和 7 年度当初予算に計上する予定で準備をいたしているところであります。また、この用地に整備を予定しております村上市統合保育園につきましては、令和 6 年 8 月 19 日から 10 月 10 日の間で事業者を公募したところ、2 法人から応募があり、令和 6 年 11 月 21 日に村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会の選定を経て、答申をいただいたところであります。この答申を踏まえ、市といたしましては、社会福祉法人わかば福祉会を事業候補者として選定することとしたところであります。今後、村上市統合保育園の整備運営に関する詳細の協議を行った上で、事業内容がまとまり次第、市民の皆様へ御説明をする予定といたしているところであります。

次に、上下水道料金の改定についての答申につきまして御報告申し上げます。村上市上下水道事業審議会につきましては、令和 6 年 6 月 19 日付で村上市上下水道料金の改定について諮問し、御審議をいただいた後、令和 6 年 10 月 22 日に同審議会から答申をいただいたところであります。答申の内容につきましては、料金改定について、水道料金の平均改定率を 14.4% と、下水道使用料の平均改定率を 34% とするものであり、大幅な改定が必要である旨の答申となりました。今回の料金改定水準につきましては、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間に於いて上下水道事業の経営を維持していくための水準としており、将来にわたり安定的な経営を確保していくためには、今後さらなる料金改定の実施や施設更新の際の十分な検討が必要であるとされております。また、審議会からは、料金改定時期についてできるだけ速やかに改定を実施するよう御意見をいただいたほか、持続可能な運営を行うために、施設の在り方についても中長期的な解決に向け早期に方向性を定めるこ

と、こうした施設の方向性や現状における料金収入の見通しなどについて、市民に対し十分な情報提供を行い、課題を共有し、改革における実効性の確保を図ることなどについての附帯の意見をいただいたところであります。この答申を受け、上下水道事業の持続可能な運営を行っていくために、本市として料金改定の時期や手法、今後の施設の在り方等について早期に方向性を定めるよう指示をいたしたところでありますが、料金改定につきましては市民への丁寧な説明を行い、御理解を得ながら進めていくこととなると考えているところでありますので、料金改定に係る方針が整い次第、改めて御説明をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、新潟県村上茶手揉保存会の農林水産大臣賞受賞につきまして御報告をいたします。本年7月12日に静岡県で行われた第32回全国手もみ茶品評会において、このたび新潟県村上茶手揉保存会の手もみ茶が、このたびの品評会の最優秀賞に当たる1等1席の農林水産大臣賞の栄誉に輝きました。この品評会は、全国から100点の手もみ茶が出品され、上位に入賞することは大変困難な狭き門となっております。その中で、このたびの1等1席の快挙は大変な栄誉であると感じているところであります。新潟県村上茶手揉保存会の皆様は、平成15年の初参加以来、毎年参加されており、保存会のメンバー同士が切磋琢磨し、技術を極めた努力のたまものであり、ここに至るまでには様々な御苦労があったものと推察するところであります。改めて保存会の皆様のこれまでのたゆまぬ努力と村上茶の振興に対する強い思いや志に対し深い敬意と心からの称賛をお送りしたいと思う次第であります。今後もさらに研さんを続けられ、ますます御活躍されることを期待をいたしているところであります。

次に、令和6年第3回定例会で御報告申し上げた以後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災4件の発生となっております。寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和6年8月から令和6年10月の間に8,911件、1億7,808万9,500円の申込みをお受けすることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

6番、菅井晋一君。

○6番（菅井晋一君）　おはようございます。

市長さんから先ほど、ジャスコ跡地の寄附についての御報告がありました。それで、先般の全員協議会でもその旨の報告があって、12月の10日でしたっけか、早々にもう契約は締結するというところで、驚いたのですけれども、その日も、その土地が寄附を受ける土地ということで、皆さん御承知のとおり、平成23年に土壤の調査した結果もありますが、その中身は11億円余りの処理費用が必要だというようなこと。やはりかなり慎重な判断、市民への周知、議会との協議が私は必要だと考

えておりますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでもイオンリテールさん、ジャスコ跡地につきましては、数次にわたって議会のほうに、こういう形で求めていくのだということは度々説明をさせていただきました。その際にも、地下の部分についてのお話もさせていただき、今回は地上部分を使用するのだということについても丁寧に説明をしてきたところであります。また、これまで相当数、市民に対するワークショップの開催も通じて、そのことについてはお知らせをしてきたというふうに私は理解しております。その部分についての認識の共有を図られた上での今回の協定の締結ということというふうに私は理解をしているところであります。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6 番（菅井晋一君） 病院の跡地は新年度予算というようなことで、まずそちらが優先順位が先なのかというふうに思うのですけれども、なぜ今この12月に契約を締結する必要があるのか。まだ病院跡地のきちんとした利用計画も決まっていない。事業費も明らかになっていない。そういう段階で次々と用地を先行していくのは、まだちょっと。特に問題のある用地でありますから、なぜ今12月に急いでやるのかという、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも、この件に関してはずっと数年来イオンリテールさんと協議をしてきた部分であり、そうした形で今進捗状況についてはこうなっていると。議会に対しても、まだ相手があることなので、相手の最高決定機関の決定がなされなければ詳細についてお知らせできないということ、これは度々説明してきたところであります。今回ようやくそれが調いましたので、協定を締結するに至ったということであります。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○6 番（菅井晋一君） 今市長おっしゃったように、今までは相手があることだからということで、詳細な話はございませんでした。それで、先般の全員協議会では、それこそ重要案件がめじろ押しでありました。この件のほかにも病院跡地のこととか、水道料の答申の話とか。そして、議会としても、その会議の場で様々御意見出ましたし、それこそ夕方5時近くまでかかって議論しました。やはりこういう重要な案件、市長としてみれば報告なのでしょう。みんな決めてしまってから報告だということではなくて、やっぱり担当課長だけでなく、ああいう重要案件めじろ押しあったときには、市長ないし副市長、必ず出席して、やっぱり協議、議論する場を持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも、要路につきましては私も全員協議会等出席をさせていただいて、自ら説明をさせていただいたつもりであります。そのところが、では今回そのことに至ったこと

についての説明が、市長、副市長級で説明しなければならない案件なのではないかというお話ですが、そのところの認識は多分違うのだろーと思いますけれども、その部分については私どもも丁寧に説明する手法として取り得る形があったのではなかろうかということで反省もしているわけでありますので、以後そういうふうな形のところについてはしっかりと私自身、もしくは私が出席できない場合については副市長を通じて議会に対して丁寧に説明をさせていただくことにいたしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 諸般の報告が非常に最近多くて、めじろ押しで、それも重要な部分がどんどん出てくる。それでもって議員の質疑は3回ですよということになれば、こんなもの質疑ができないと私は思っております、3回では。もしできれば市長に、諸般の報告は書面で頂きたい、そう思っておりますけれども、どういふものでしょうか、議長。市長はどういふふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 私ですか。

○16番（姫路 敏君） 市長に書面で下さいと。諸般の報告これだけ読まれて、メモするにも何もできない。言ったでしやうの話になっても分からない。これについて見れば、書面で頂く方法を取っていただきたいと思ひます。市長はどう思ひますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） それだけ課題がたくさんあって、それに対応しなければならないこともいっぱいある。速やかに判断をしたり、直ちに着手しなければならないということがある。また、過去の事案につきましても、今の進捗を丁寧に私自身としては説明をさせていただいているつもりであります。今回の諸般の報告で申し上げた案件につきましても、関係の要路につきましても既に書面で議長を通じて皆様方のところにお手元に配付させていただいているというふうに理解をしております。

その上で、諸般の報告、ぎりぎりまで調整をします。例えば有事の際、突然なことがあれば、また新たなことも言うわけでありますので、書面で出せるものも確かにあるわけでありますけれども、これまでのタイミングタイミングでの議長を通じての皆様方へのお知らせのほかにはこれが必要だということであれば、なおその旨議会からお申出があれば、私のほうで検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 市長言うように、これは議会のほうの問題なので、市長にどうだこうだと言ってもらえないかもしれませんが。

2点目なのですが、イオンリテールの話というのはこれまで市長は議会に説明してきたと言っておりますが、私、寄附いただくとかなんとかという話は今回初めて聞きました。そんな何度も説明してきたというのは、私は違うと思ひます。駅前周辺のまちづくり関係の話は何度も聞いて

ておりますけれども、寄附もらうとか買うとかという話は全然聞いておりません。一度も聞いていないです。そこはしっかりと、何か議会が全部分かっていてやっているのだろうみたいな話をされると困るので、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほども菅井議員の御質問にお答えしたとおり、相手がある関係上、どういうふうな手法で取得するかのところにまで言及していなかったということは確かにあります。ただ、その部分についてはジャスコ跡地、さらには村上総合病院の跡地、村上総合病院の跡地につきましては協定がありますので、それは市が取得をするということを明確に記載しているわけでありまして、イオンリテールの部分につきましては確かに、無償でということにつきましては、風聞ではいろいろな話は出ていたと思いますけれども、私から直接申し上げたのは今回が初めてだろうというふうに思っております。その部分についても、その取得の手法等についてこれまでも説明できなかった、相手があつてできなかったということも御理解をいただきながら、以後こういうふうなケースについてはしっかりと御説明できるような、そういう手法を検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 最後に1問ですけれども、ネーミングライツの件なのですが、議会に確かに説明ありました。説明あったその日からもう発信されてホームページにアップという、私に言わせれば、それだけネーミングライツの重要性が、市長一番十分に分かっていると思います。やっぱりそういう部分でいうと、議会が賛同するからやるとかやらないとかではなくて、これは行政側の政策そのものでしょうけれども、ただ言えることは、議会にいろんな意見を聞いておくという必要性というのは、私は行政の丁寧な在り方の一つだと思うのです。したがって、何言いたいかというと、もう少し前にその方向性を出しておいて、議会の意見を真摯に受け止めるような行政の在り方、ここをしっかりと市長には考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員おっしゃるとおり、説明したその日からスタートしていたって、これちょっとやや勇み足だなというふうに思っております。以後、こういう部分についても、またしっかりと説明をする必要があるものについては説明をする、また行政側の執行権に関わるもので、私自身、理事者側で完結する部分、さらには完結はするのだけれども議会に御説明申し上げたほうがいいもの、また明らかに議会と共に歩調を合わせてやらなければならないもの、いろいろなケースあると思いますので、またしっかりとその辺のところは事前に検証した上で議会に向き合うような姿勢でまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第5号 年金積立金を活用して安心して生活できる公的年金を求める請願を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

3番、野村美佐子さん。

〔3番 野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君） 紹介議員の野村美佐子です。この年金問題については、諸物価の値上がり、そして暮らしが大変になる中で、逆に年金が0.09%減っていくというようなマクロスライドの問題が、この間ずっと年金の目減りという形で問題になっていました。やっとそのマクロスライドが、マクロスライドの話をする大変難しく、この請願にも多くの資料がついていますが、根本的な問題は、生活できる年金をどう保障していくかということを今真剣に考える時期ではないかということが大きな問題だと思います。皆さんには、基礎年金を目減りさせることなく、若い人たちが将来の年金に安心ができるように、そして今自身暮らしている年金、基礎年金で暮らしていけるように、国連からも暮らせる年金をつくるように勧告も受けている日本です。ぜひその辺を考えていただいて、詳しいことは資料でお渡ししていると思います。ぜひともそのことをお考えいただいて、検討していただければ、賛成していただければということで、一言補足説明にさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第5号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第6号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から補足説明を求められておりますので、発言を許します。

15番、川村敏晴君。

〔15番 川村敏晴君登壇〕

○15番（川村敏晴君） おはようございます。請願第6号の紹介議員の川村敏晴でございます。

新潟県教職員組合さんからこの請願が出ておりますし、皆さんのお手元にもこの意見書案が配付

されていると思いますが、近年の学校教育現場では、教師の病気休職者の増加や早期退職者の増加などにより、教員不足で小・中学校の学びの場に大きな支障を及ぼしている現状があると指摘をされております。私が知る状況の中でもそのような現状にあると感じることが幾つか存在しております。国家の運営には人づくりが重要であることは、日本の歴史からも、そしてまた世界の歴史からも指摘をされているところでございます。現代の日本の教育においては、これからさらに世界の中でも引けを取らない学力や発想力を育てていかなければなりません。そして、そのためには、日本の教育制度をさらに充実させていくことは必須条件であろうと思います。そして、それを維持していくことは、教育に携わる教職員の方々の持っている教育力や意識を高めていくために、この請願に表記されている学校の働き方改革を前進させていくことが不可欠だと思っております。

なお、請願者からは、所管の総務文教常任委員会において趣旨説明においでになるということになってございます。昨今の教育現場の実情については直接御質疑をいただくなどして、今の現状についての認識をさらに深めていただき、何とぞ村上市議会としてもこの請願に対しての御理解をいただき、意見書の提出に対して御賛同をいただきますことをお願い申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第6号については、会議規則の規定によって、請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6　報第18号　専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君）　日程第6、報第18号　専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました報第18号につきまして、御報告を申し上げます。

報第18号は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしましたものであります。本件は、令和6年9月4日、神納小学校において学校用務員が刈り払い機で草刈り作業を行っていた際に飛び石を生じさせ、市道を走行していた相手方車両の助手席側後方の窓ガラス等を破損させたものであります。本件は、草刈り作業における安全対策が十分ではなかったことにより発生したものであり、相手方の責めに帰すべき理由も認められなかったため、車両修繕費として、39万7,000円を賠償するものであります。なお、本件につきましては示談が成立したことから、こ

のたび御報告するものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

5 番、上村正朗君。

○5 番（上村正朗君）　1 点お聞かせください。

賠償そのものはやむを得ないといいますが、ということで賛成いたしますけれども、安全対策の関係で、教育長になろうかと思えますけれども、こういう案件が出たら、当然被害者の方、あとはまた職員の方、あと村上市の財政、いろんな面で御負担をおかけしますし、特に作業していた方が非常にやっぱり、市民の方に被害を与えてしまったということで非常にショックを受けて、大変だなと思うのですけれども、これ何か安全対策としてはどのようなことを現場のほうでは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君）　今後の安全対策についてなのですが、前回、令和4年度、同じような飛び石の事故がありまして、昨年度、飛び石防止のアタッチメントというのを各学校に配付しておりました。ただ、今回そのアタッチメントを使用されていなかったということでしたので、まずはそのアタッチメントの使用を徹底すること、あと事故の危険性のあるような現場の場合はなるべく2人1組の体制を取ること、あと自立式の防護ネットなども含めて、防護壁等による安全対策を徹底すること、そういったことを今後徹底していきたいということで、現場の技能員と私どものほうで今いろいろ協議をしています。草刈りエリアをそういった2人1組のエリアと1人で飛び石防止のアタッチメントで行える場所とか、エリア分けをして対策を徹底するなど、技能員と今後の安全対策について協議をして、体制を整えているところです。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5 番（上村正朗君）　今回アタッチメントを使っていなかったということなのですが、何か使いにくいのかなと思うのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君）　学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君）　そのアタッチメントなのですが、装着すると重量が結構重くなるという現状がありまして。ただ、その使い方、普通の刈り払い機みたいに地面から浮かせてやろうとすると重いのですけれども、そこを地面につけた形で使うことも可能な製品になっていますので、そういったことを周知徹底図りたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5 番（上村正朗君）　ありがとうございます。市の財政、それから被害者の方、それから結果として加害者といいますが、になった職員、皆さん本当に事故が起こると大変ですので、ぜひ今後起こらないように十分御指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 16番、姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） これ私だけの感覚か分からないですけれども、説明だと助手席側の窓ガラスが割れたとかという話で、39万7,000円というのは高いなって私は思うのですけれども、ベンツとか、BMWとか、そういう外国車とか、そういう部分だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 車両はスズキのジムニーという車両なのですけれども……

〔「ジープだね」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（小川智也君） はい。破損したのは後部座席のガラスとサイドパネル等を破損させたのですけれども、非常に人気のある車種で、当該パーツの入荷までに時間がかかっている修理になりました。修理完了まで43日間かかりました。その間の代車費用も含めての金額が39万7,000円となっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 代車費用も全部ね。なるほど。分かりました。

それで、これはたしか共済の保険は、これ誰なのか、財政課ですか、共済の保険とかそういったことでの対応はできるとは思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課参事。

○総務課参事（田中和仁君） 共済の対応も可能でございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。保険対応ができるということでございます。

最後ですけれども、以前も学校関係の中での草刈りとかやっていると、こういった問題が結構出てきているわけですが、教育長に二度とこういうことのないような取組をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） そのような気持ちで、私も教育委員会も学校には接しております。毎年年度初め、校長会を通じて校長に指導を徹底しているところですが、やはり教育委員会が願う草刈りの方法、それが学校側、ひいては技能員、用務員に徹底されていなかった。そして、用務員、技能員の思いで、管理職と連携せずにやっている。そういう学校の草刈りに関する態勢の在り方にも問題があると思います。ということで、先ほど課長のほうから答弁させていただいたとおり、今後教育委員会が徹底してほしい草刈りの手法について、再度技能員、用務員に徹底させて、二度と事故を発生させることのないようにしていきたいと思っております。本当にこのたびは申し訳ありませんでした。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第112号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第113号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第114号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第115号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第116号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第112号から議第116号までの5議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第112号から議第116号までの5議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この5議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会の御意見を求めるものであります。

本市区域に法務大臣から委嘱をされております人権擁護委員のうち5人の方が令和7年3月31日をもって任期満了となることから、議第112号においては伊與部久子氏を、議第113号においては中山光市を、議第114号においては片野佐喜子氏を、議第115号においては佐藤美喜子氏をそれぞれ適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第116号においては、今期をもって御退任される渡辺幸雄氏の後任として木村喜智子氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはそれぞれお示しのとおりであり、任期については3年間となっております。

以上、よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第112号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第112号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第113号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第114号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第115号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第116号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第117号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第118号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第119号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第120号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例制定について

議第 1 2 1 号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第 8、議第117号から議第121号までの 5 議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第117号から議第121号までの 5 議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第117号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、本年 8 月 8 日の人事院勧告及び10月11日の新潟県人事委員会勧告において、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため引き上げる必要があるとの勧告をなされたことを踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。改正の内容につきましては、改正後の支給月数を現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、令和 6 年 12 月期の期末手当については現行の1.7月から1.75月に、令和 7 年度以降については 6 月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.725月にするものであります。

次に、議第118号は村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、ただいま御提案をいたしました村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様の理由により、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を引き上げるものであります。改正後の支給月数は、現行の年間支給月数から0.05月引き上げ、令和 6 年 12 月期の期末手当については現行の1.7月から1.75月に、令和 7 年度以降については 6 月期及び12月期の支給月数をそれぞれ1.725月にするものであります。

次に、議第119号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、このたびの人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に基づき、職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、給料では、若年層が在職する号給に重点を置いた上で全年齢層の引上げ改定を行うもので、平均改定率は行政職給料表を適用する職員でプラス3.12%であります。期末勤勉手当につきましては、現行の年間支給月数からそれぞれ0.05月引き上げ、令和 6 年 12 月期については期末手当を現行の1.225月から1.275月に、勤勉手当を現行の1.025月から1.075月に、令和 7 年度以降については 6 月期及び12月期の支給月数について、期末手当を1.25月に、勤勉手当を1.05月にそれぞれ改定するものであります。定年前三任用短時間勤務職員の期末勤勉手当につきましても、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和 6 年 12 月期については期末手当を現行の0.675月から0.7月に、勤勉手当を現行の0.5月から0.525月に、

令和7年度以降については6月期及び12月期の支給月数について期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.5125月にそれぞれ改定するものであります。

次に、議第120号は村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましては、このたびの人事院勧告並びに県の人事委員会の勧告に基づき実施する職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、給料月額を行政職給料表の改定に準じて令和6年4月1日に遡り引上げ改定を行うとともに、期末勤勉手当につきましても支給月数を引き上げるものであります。改正後の期末勤勉手当支給月数は、現行の年間支給月数からそれぞれ0.025月引き上げ、令和6年12月期については期末手当を現行の0.675月から0.7月に、勤勉手当を現行の0.5月から0.525月に、令和7年度以降については6月期及び12月期の支給月数について期末手当を0.6875月に、勤勉手当を0.5125月にそれぞれ改定するものであります。

次に、議第121号は村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、新潟県人事委員会の勧告に準拠し、寒冷地手当の支給月額を11.3%引き上げるもので、改正後の支給月額は、扶養親族のある世帯主である職員を現行の1万7,800円から1万9,800円に、その他の世帯主である職員を1万200円から1万1,400円に、それ以外の職員を7,360円から8,200円にしようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　これ全部総文のほうに後で付託されると思うのですが、ちょっと聞いておきたいのですが、119号の職員さんの、みんなアップされるのでしょうかけれども、これ3月の退職金にも関わってくると思うのですけれども、この改正をすることによって退職金はいかが増えますか、予定されている人数でいくと。

○議長（三田敏秋君）　総務課参事。

○総務課参事（田中和仁君）　退職金のほうにつきましては、1,850万円ほど影響が出る予定……

〔「何か聞こえない。ごめん、俺耳が悪いんで」と呼ぶ者あり〕

○総務課参事（田中和仁君）　退職手当につきましては、1,850万円の影響額を考慮しております。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　1,850万円増えるということの理解でよろしいですね。分かりました。

○議長（三田敏秋君）　5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　1点。第120号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、昨年常任委員会で相当審議させていただいた覚えがあるのですが、昨年は遡らなかったのですけれども、今年4月まで遡っていただけるということで間違いはないと思うのですけれども、去

年はシステムの何か改修が間に合わないこともあって、ちょっと遑れないということだったのですけれども、今年はシステムの改修も間に合い、何よりも常勤職員の給与改定に準ずるということだと思うのですけれども、そういうことで遑っていただけるという御判断でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 昨年遑りをしなかった部分はシステム改修が間に合わなかったというの、ちょっと私承知していなかったのですけれども、今回これは政策的にやるということで、当然同様に勤務をしている職員でありますので、遑りをするべきだろうという判断をさせていただいた。政策的な判断です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 去年は常任委員会で相当遑るべきだと言ったのですけれども、システム改修が駄目ということで断られた経過があるのですけれども、そのとき国、総務省のほうは交付税措置もきちんとするという話だったと思うのですけれども、今年、補正予算のほうの話なのかもしれませんが、1億円ぐらい補正必要だと思うのですけれども、交付税措置の話とかというのは、どの程度見るとかという、そういう話というのはあるでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） このたびの国の補正予算案の中で、会計年度職員分とか、あと一般の職員分とかという区別はちょっと分からないのですけれども、給与改定に当たり、普通交付税の追加交付が予定されているということで、金額についてはちょっとまだ分からないのですけれども、国としては措置するというような見解であります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第117号から議第121号までの5議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務課参事の発言

○議長（三田敏秋君）　ここで総務課参事から発言を求められておりますので、これを許します。
総務課参事。

○総務課参事（田中和仁君）　先ほど姫路議員から退職手当の影響についてということで御質問がありましたところでありますが、先ほど私が申し上げた1,850万円というのは総合事務組合への負担金のことでありまして、退職金ということになりますと、その方の勤務年数、それから役職の段階というふうに個々に事情が異なるものですので、今影響額を単に積算するということは困難ということになっておりまして、現在のところ推計をしておりません。

○議長（三田敏秋君）　御了承を願います。
16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　後日教えてください。

○議長（三田敏秋君）　分かった時点でね。

○16番（姫路　敏君）　今決まっている人がいらっしゃるわけです。まずその前にいきなり出てくればあれですけども。

○議長（三田敏秋君）　分かった時点でね。

○16番（姫路　敏君）　はい。

○議長（三田敏秋君）　分かった時点で連絡をいただければ。

日程第9　議第122号　村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定について

議第123号　山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定について

議第124号　公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君）　それでは、日程第9、議第122号から議第124号までの3議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程いただきました議第122号から議第124号までの3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第122号は村上市墓地設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。公共施設マネジメントプログラムにより、これまで無料としていた市営墓地の使用料について見直しを行い、新たに村上市墓地及び霊園運営方針を定めたところであります。このたび整備を完了いたしました羽黒町墓地について、永代使用料を1区画当たり10万円として貸出しすることとしたものであります。整備した区画は20区画であり、令和7年4月から順次貸出しする予定といたしております。

す。

次に、議第123号は山北地域活動支援センター設置条例を廃止する条例制定についてであります。山北地域活動支援センターぬくもり工房につきましては、昭和51年に建設された旧村上高等職業訓練校山北分校の校舎建物を使用し、平成19年4月より運営をしてまいりましたが、建設から48年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、福祉センターより花会館内に移転することとしたため、当該設置条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第124号は令和7年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会の御議決をお願いするものであります。本案は、むらかみ病児保育センター及びあらかわ病児保育センターに係る指定管理者の指定につきまして、公募により、現在の指定管理者である学校法人北都健勝学園・社会福祉法人真心福祉会共同事業体を引き続き指定しようとするものであり、指定期間は令和12年3月までの5年間であります。

なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては指定管理者の指定に係る資料をお示しいたしましたので、併せて御参照をお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、議第122号、村上市墓地条例の改正なのですが、この件に関しましては私もかつて一般質問等で提案、提言してきた内容に合致するので、非常に前向きに捉えておりますが、今市長から説明あったように、無料を10万円にしたと。10万円の根拠というのは何なのか、教えてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現行10万円と15万円の墓地が実はあります。これが非常に円滑に運営されておりますので、ほか、旧村上地内にある墓地につきましては全部無料なわけでありまして、それを合わせましょうということで整理をさせていただきました。根拠としてはそういう形になっております。

松喜和のやつについては15万円いただいているのですが、あそこは環境整備がしっかり整っております。今回整備したのは区画のみということでありますので、その差異を含めて15万円と10万円の、この2つの体制で墓地の整理を行ったということであります。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 分かりました。今の説明あったように、今回の件については羽黒町の宝光寺のほうだというふうに認識しましたが、あとほかに村上地区であれば三日市、あと岩船上町、あると思うのですが、そちらのほうの計画はどのように考えていますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君）　これまで同様、所有者というのですか、お使いいただいている方々に対する告知期間も必要であります。そういったことを踏まえた上で整備を順次行った上で、同様の貸出しにつなげていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（三田敏秋君）　尾形修平君。

○12番（尾形修平君）　ただ1点、私懸念するのは、今村上市も人口減少で、なかなか、私役員している関係で、墓じまいされたり、お墓を自分が住まいしているところに持っていったりというのが結構聞き及んでおりますので、整備に関しても無駄な投資にならないように、その辺は慎重にしていなければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

　　以上です。

○議長（三田敏秋君）　16番、姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　今と同じ墓地の件ですが、ちょっと確認しますけれども、羽黒町のところも今既存で利用している方いらっしゃるかと思えますけれども、その方々には周知されているのでしょうか。それとどのくらいの件数かを聞かせてもらいたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君）　環境課長。

○環境課長（阿部正昭君）　市営墓地の件数につきましては、ちょっと現在、今手元に資料ございませんので、後ほど……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○環境課長（阿部正昭君）　手元に今資料ございませんので、調べさせていただきます。報告させていただきますと思います。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　そういうのは、しっかりとやっぱり資料持ってこないと駄目だ。その議案をやるわけですから。その後、常任委員会に付託されるわけですが、一応私常任委員会以外ですのであれですが、先ほど尾形議員のほうからありましたように、三日市とかに関して見れば、今後またそこにも既存にもう建てている方々がいる、その周知もありますけれども、いつ頃からどういう計画でやる予定でおりますか、ほかの無料の墓地、旧村上市の。

○議長（三田敏秋君）　環境課長。

○環境課長（阿部正昭君）　令和7年度から無縁墳墓の調査に、岩船上町墓地から、令和7年度から始めさせていただきます、その後新田町墓地、三日市墓地のほうに入らせていただきたいと思います。計画してございます。

○議長（三田敏秋君）　姫路敏君。

○16番（姫路　敏君）　そうすると、今のところ岩船だけですね、取りあえず。岩船地域のほうの墓地ということになりますね。そうすると、その方々から恐らくどのぐらいの墓地の人数か件数があるのか、それも今分からないと思えますけれども、後で教えていただければと思います。今言って

いるのは羽黒町、既存のやっているの幾らになるのか。掛ける10万円になりますよね。そういうことでしょう。どうということなの。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（阿部正昭君） 既存の今現在使われている方からは、永代使用料はいただかない予定にしております。新規の方から、4月……

○議長（三田敏秋君） 新たに整備したやつね。

○環境課長（阿部正昭君） 4月からの整備した20区画につきまして、1区画10万円の永代使用料をいただくという形でございます。

〔「そういんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 姫路議員の認識違う。よく聞いていなかった。

○16番（姫路 敏君） 分かりました。ちょっと不平等だなとは思いますが。不平等って、でも既存のところの方々というのがそんなのを取られたらパニックになりますから、それを考えればそうなのでしょうけれども。分かりました。では、私、分かりました、間違っていました。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第122号から議第124号までの3議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第10 議第125号 市道路線の認定について

議第126号 山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定について

議第127号 桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について

議第128号 財産の取得について

議第129号 財産の取得について

議第130号 財産の取得について

議第131号 財産の取得について

議第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第125号から議第132号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第125号から議第132号までの8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第125号は、市道路線の認定についてであります。本案は、村上駅周辺まちづくり事業大規模跡地利活用に伴い、村上市田端町地内、旧村上総合病院跡地に新設する1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第126号は山熊田長期滞在施設条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、山熊田長期滞在施設について、施設の老朽化や利用者の減少から、公共施設マネジメントプログラムにおいて今後の施設運営について検討した結果、施設を廃止することとして、このたび集落や関係者などから施設の廃止に向けた合意が得られたことから、本施設に係る条例を廃止するものであります。

次に、議第127号は桃崎人道橋補修工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてであります。本工事委託に関する協定につきましては、令和3年第4回定例会において御議決をいただき、工事に着手したものでありますが、協定額に変更が生じたことから変更施行協定書を締結するものであります。主な変更内容といたしましては、工事を委託している東日本旅客鉄道株式会社新潟支社が工事を発注した際に落札差額が生じたことや工事の施工方法を変更したことなどにより、3,334万4,658円の減額となり、協定額を2億4,528万7,342円に変更するものであります。

次に、議第128号から議第131号までの4議案につきましては、除雪機械の購入契約の締結について、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の御議決を求めるものであります。除雪機械につきましては、契約から納入までに長時間を要する状況であることから、債務負担行為に基づき契約を締結するものであります。購入する除雪機械につきましては、既存リース車両のリース満了に伴い購入するものであり、入札に当たりましては令和6年10月24日に通常型指名競争入札を執行し、それぞれ落札者と仮契約を締結をいたしております。

議第128号につきましては、11トン級除雪ドーザ2台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と3,951万1,260円で仮契約を締結したものであります。

議第129号につきましては、8トン級除雪ドーザ6台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と8,553万3,780円で仮契約を締結したものであります。

議第130号につきましては、8トン級除雪ローダ2台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と2,169万1,260円で仮契約を締結したものであります。

議第131号につきましては、4トン級除雪ミニホイールドーザ2台の購入であり、日立建機日本株式会社新潟営業所と1,487万1,260円で仮契約を締結したものであります。

最後に、議第132号は、令和7年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定に

ついて、議会の御議決をお願いするものであります。本案は、笹川流れ夕日会館及び桑川駅前広場駐車場に係る指定管理者の指定について、公募により株式会社笹川流れ観光開発に指定しようとするものであります。指定期間は、令和12年3月までの5年間であります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、指定管理施設及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せて御参照をお願いいたします。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第125号から議第132号までの8議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11　議第133号　令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）

○議長（三田敏秋君）　日程第11、議第133号　令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第133号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和6年度村上市一般会計補正予算（第11号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ11億9,480万円を追加し、予算の規模を401億5,370万円にしようとするほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

補正の主な内容といたしましては、障害者福祉関係サービス費、ふるさと納税経費、除排雪経費を計上したほか、年度当初の人事異動及び給与の引上げ等に伴う職員人件費、会計年度任用職員の給与改定に伴う調整を行うものであります。

歳入におきましては、第11款地方交付税で普通交付税1億1,463万1,000円を、第15款国庫支出金では障害者自立支援給付費負担金などで596万9,000円を、第16款県支出金では障害者自立支援給付費負担金などで5,799万円を、第17款財産収入で土地売却収入18万円を、第18款寄附金でふるさと納税寄附金1億2,000万円をそれぞれ追加をいたしました。第19款繰入金で介護保険特別会計繰入金7万1,000円を減額し、第20款繰越金で前年度繰越金9億1,915万9,000円を、第21款諸収入では建物等移転補償金などで644万2,000円をそれぞれ追加し、第22款市債では市道等整備事業債などで

2,950万円を減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款議会費で議会事務局職員人件費などで142万5,000円を、第2款総務費では土地取得特別会計繰出金などで1億513万6,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費などで2億6,514万円を、第4款衛生費では予防業務経費などで9,720万3,000円を、第5款労働費で勤労者総合福祉センター運営経費99万4,000円を、第6款農林水産業費では下水道事業会計繰出金などで110万9,000円を、第7款商工費ではふるさと納税経費などで6,356万2,000円を、第8款土木費では除雪対策経費などで4億5,852万8,000円を、第9款消防費では常備消防職員人件費などで3,563万6,000円を、第10款教育費では小学校特別支援教育経費などで9,873万3,000円を、第13款諸支出金でふるさと応援基金積立金6,710万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は登記データ取込支援業務委託料などを追加しようとするものであり、第3条、地方債の補正は道路橋りょう債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第133号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第12　議第134号　令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
議第135号　令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第136号　令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）
議第137号　令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第138号　令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第139号　令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議第140号　令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）
議第141号　令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議第142号　令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君）　日程第12、議第134号から議第142号までの9議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君）　ただいま上程をいただきました議第134号から議第142号までの9議案につき

まして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第134号は令和6年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,397万9,000円を追加し、予算の規模を2億3,580万4,000円にしようとするほか、繰越明許費を計上するものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第2款土地開発基金借入金で6,971万7,000円を、第4款繰入金で一般会計繰入金5,426万2,000円を、歳出におきましては、第1款財産取得費で土地取得事業経費6,971万7,000円を、第2款諸支出金で土地開発基金積立金5,426万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。第2条、繰越明許費は土地取得事業経費を翌年度に繰り越して使用することができる経費として計上をいたしました。

次に、議第135号は令和6年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万円を追加し、予算の規模を4億7,580万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入において、第3款繰入金で一般会計繰入金40万円を、歳出におきましては、第1款総務費で情報通信事業職員人件費を43万円それぞれ追加し、第3款予備費で3万円を減額しようとするものであります。

次に、議第136号は令和6年度村上市葡萄スキー場特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ166万9,000円を追加し、予算の規模を1億3,118万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金166万9,000円を、歳出におきましては第1款総務費で葡萄スキー場運営経費166万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第137号は令和6年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,360万円を追加し、予算の規模を57億2,660万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第5款県支出金で保険給付費等交付金2億2,419万9,000円を、第7款繰入金で一般会計繰入金754万7,000円を、第8款繰越金でその他繰越金1,185万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費などで183万1,000円を減額し、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで2億2,250万円を、第4款保健事業費で保健事業経費169万9,000円を、第7款諸支出金では介護給付費等交付金償還金などで2,123万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第138号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ820万円を減額し、予算の規模を9億4,820万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金829万1,000円を減額し、第4款繰越金で前年度繰越金9万1,000円を追加し、歳出におきましては、第1款総務費で一般管理職員人件費47万円を追加し、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で876万1,000円を減額し、第6款予備費で9万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、議第139号は令和6年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,030万円を追加し、予算の規模を87億7,070万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款国庫支出金で地域支援事業交付金などで633万1,000円を、第5款支払基金交付金では地域支援事業支援交付金などで653万5,000円を、第6款県支出金では地域支援事業交付金などで302万5,000円を、第8款繰入金では介護保険給付等準備基金繰入金などで3,196万7,000円を、第10款諸収入で過年度事業費返還金244万2,000円をそれぞれ追加をいたしました。歳出におきましては、第1款総務費で認定調査経費などで227万8,000円を、第2款介護給付費では施設介護サービス給付費などで1,000万円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業経費などで1,420万2,000円を、第4款保健福祉事業費で訪問介護事業所支援事業経費1,400万円を、第5款基金積立金で介護保険給付等準備基金積立金226万1,000円を、第7款諸支出金では国庫支出金等返還金などで755万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第140号は令和6年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、営業収益で消火栓修繕工事に係る受注工事収入として280万円を追加し、営業外収益では一般会計からの繰入金である他会計補助金を14万8,000円減額し、総額を11億7,603万8,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整などにより913万1,000円を減額し、総額を11億2,239万3,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきましては、収入では、工事補償金として2億3,845万円を減額し、総額6億9,365万7,000円、支出では、建設改良費において新潟県施行の災害復旧工事に伴う配水管改良工事等2億6,114万7,000円を減額し、総額を11億4,361万3,000円にしようとするものであります。

なお、収支不足額4億4,995万6,000円は、損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しようとするものであります。

次に、議第141号は令和6年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金を35万円減額し、総額を3億4,026万2,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で職員人件費の調整などにより35万円を減額し、総額を3億4,026万2,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である出資金を62万6,000円

追加し、配水管移設工事補償金として4,900万円を減額し、総額を3億3,822万2,000円に、支出では、建設改良費において新潟県施工の災害復旧工事に伴う配水管改良工事等4,837万4,000円を減額し、総額を4億7,672万4,000円にしようとするものであります。

なお、収支不足額1億3,850万2,000円は、損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しようとするものであります。

最後に、議第142号は令和6年度村上市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、一般会計からの繰入金である他会計補助金3,343万8,000円を、国庫補助金等の長期前受金の戻入れ分として1,958万5,000円をそれぞれ追加し、総額を39億2,102万3,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で減価償却費の予算不足及び職員人件費の調整などにより3,773万5,000円を、特別損失で処理場用地の無償譲渡に伴う固定資産譲渡損として1,528万8,000円をそれぞれ追加をし、総額を39億2,102万3,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、環境移設補償料として2億6,000万円を、一般会計からの繰入金である出資金2,961万1,000円をそれぞれ減額し、総額34億9,905万2,000円に、支出では、建設改良費において、新潟県施行の災害復旧工事に伴う管渠移設工事等を2億7,518万円減額し、総額を47億8,747万2,000円にしようとするものであります。

なお、収支不足額12億8,842万円は、損益勘定留保資金などの内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君）　これから一括質疑を行います。

5番、上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　議第134号、土地取得特別会計補正予算の11ページ、土地取得事業経費6,971万7,000円、これの算定根拠を教えてくださいと思いますが。

○議長（三田敏秋君）　財政課長。

○財政課長（榎本治生君）　財産取得費の土地取得事業経費の内訳でございますが、土地所有者2名の方から2筆、合計で629.24平米の土地を購入すること、あと併せて敷地内の住宅1棟、物置1棟、その他工作物についての補償ということであります。

○議長（三田敏秋君）　上村正朗君。

○5番（上村正朗君）　すみません、3問に質問が決まっていますので、もうちょっと詳しく。今のは単価の説明してもらわないと経費の根拠にならないわけなので、単価は幾らになりますかと言うと、これで2問になってしまうので、本当は1問目で全部答えてもらいたかったのですが、単価は幾らになりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 単価については、土地の単価でありますけれども、お一方分は2万6,000円の単価でございます。もうお一方が2万8,000円、平米当たりであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） ちょうど切りのいい2万6,000円と2万8,000円、切りのいい数字ということですか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） ちょうど単価でございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○5番（上村正朗君） 3問終わりましたので、ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第134号から議第142号までの9議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、5日は本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までに御参集ください。

大変御苦労さまでございました。

午前11時46分 散 会